

**令和 7（2025）年度リ・スキリングで拓く人も企業も輝くとちぎ事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

骨太の方針 2024（内閣府）では、「全世代のリ・スキリング」推進や、経営者に向けたリ・スキリング施策の推進が提唱されている。本県の企業においても業務の DX 推進に伴い従業員にデジタルスキルが求められるようになっており、中小企業における生産性の向上を目指すため、対応できる人材育成を行う企業を支援することが必要である。

そこで、企業が自らリ・スキリングを推進する体制を構築するため、まず経営者や管理職、人事担当者が「リ・スキリング」の意義を理解し、自社への導入・開始を支援する必要があることから、「導入講座」「ワークショップ」「相談会」を開催する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7（2025）年度リ・スキリングで拓く人も企業も輝くとちぎ事業

(2) 業務内容

別紙「令和 7（2025）年度リ・スキリングで拓く人も企業も輝くとちぎ事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7（2025）年 11 月 28 日（金）まで

(4) 委託料上限額

3,260,950 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

電話：028-623-3235 FAX：028-623-3225

電子メール：rousei@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること、又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手

続開始の申立が行われている者でないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党等を推薦し、支持し、若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。

(6) 県税を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	: 令和7（2025）年4月15日（火）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	: 令和7（2025）年4月23日（水） 午後5時必着
ウ 質問に対する回答	: 令和7（2025）年5月1日（木） 予定
エ 参加表明書の提出期限	: 令和7（2025）年5月9日（金） 午後5時必着
オ 企画提案書の提出期限	: 令和7（2025）年5月16日（金） 午後5時必着
カ プロポーザル審査（書面）実施	: 令和7（2025）年5月下旬
キ 選定結果の通知・公表	: 令和7（2025）年5月下旬

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和7（2025）年4月15日（火）～令和7（2025）年5月9日（金）

イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(3) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和7（2025）年4月23日（水） 午後5時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和7（2025）年5月1日（木） 予定

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書（別記様式2）及び参加資格確認書（別記様式3）を作成し、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和7（2025）年5月9日（金） 午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：電子メール、持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※電子メールの場合は、メールの件名を「リ・スキリング事業業務委託に関する参加表明書について（御社名）」と記載するとともに、電話にてメールの受信確認を行うこと。

※郵送の場合は、封筒に「リ・スキリング事業業務委託に関する参加表明書 在中」と記載するとともに、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7（2025）年5月16日（金）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、2(5)宛てに持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等（書面審査）

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 審査方法

企画提案書等について、評価基準に基づき、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価点の合計の平均点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ アが複数の場合は、委員長が決する者を契約候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計の平均点が 60 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

エ 提案者が 1 者の場合も、ウと同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2 (4) の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称及び選定理由について栃木県ホームページに公表する。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。